

都筑区地域防犯活動助成金の手引き



1 都筑区地域防犯活動助成金の概要

地域住民が連携し、自らの地域は自ら守り犯罪のない明るい街づくりを推進する地域防犯活動に取り組む団体に対して交付する助成金です。助成対象団体は自治会町内会及び青色回転灯を使用した自主防犯パトロール隊です。

2 助成対象となる活動等

助成対象となる活動等は以下の通りです。

- (1) 地域防犯に関する実践活動
- (2) 地域防犯を推進するための普及啓発活動
- (3) その他地域防犯を推進するために必要な活動
- (4) 青色回転灯を使用した自主防犯パトロール隊（以下「パトロール隊」という。）に使用する車両の運用・管理に伴うもの

※自治会町内会だけでなく連合町内会やその他の団体が実施するパトロール隊の車両の運用・管理に伴うものも対象

※防犯灯の電気料金、灯具の点検・修理、蛍光灯の交換は「地域防犯灯維持管理費補助金」で補助されているので対象外

3 助成金額

- (1) 自治会町内会

3万8千円を上限額とし、青色回転灯を設置した車両により防犯パトロールを実施する場合は、車両1台につき6千円を上限に追加できます。

- (2) パトロール隊

青色防犯パトロールに使用する車両1台につき6千円を上限額とします。

4 交付申請手続き

助成を受けようとする団体は、**令和3年8月31日（火）**までに都筑区地域振興課地域振興係（Tel 948-2234）に、必要事項を記入した申請書類を提出してください。令和2年度に助成金を交付された団体は、**令和3年8月31日（火）**までに実績書類を提出してください。書類の提出は区役所窓口まで御持参または御郵送でお願いします。

申請書・報告書の記入例を御参照いただき御記入をお願いいたします。

修正液を使用した申請書等はお受けしかねますので、二重線により消して押印の上、訂正していただきますようお願いいたします。

なお、申請等が締切日より遅れる場合は地域振興課まで御連絡ください。

電話（948-2239）メール（tz-chishin@city.yokohama.jp）

5 助成の決定と助成金の交付

助成の決定につきましては、申請の締め切り後に書類審査を行い、申請書類が適正と認められた場合は、交付決定通知書を発行します。（9月～10月頃を予定）

交付決定通知書を受領後、請求書の御提出をお願いします。（請求書の提出については、交付決定通知書を送付する際に御案内いたします。）

請求書類が届き審査確認ができ次第、助成金を交付します。（10～12月頃を予定）

6 経費の明瞭化

助成を受ける団体は、防犯活動に関する経理を他の経理と区分し、収支簿を作成することで、活動助成金の使途について明らかにしておく必要があります。区役所が必要と判断した場合は、この収支簿の写しなどをいただく場合もあります。

助成金の交付を受けて実施した活動に関する書類は、年度ごとに整理して5年間大切に保管してください。この間、区役所から求められた場合に提示できるようにしておいてください。

7 活動の報告及び余剰金の返還

助成金を受けた団体は、活動終了後に活動結果報告書及び収支決算書を提出していただきます。経費支出が助成金を下回った場合や、活動内容等に虚偽のあった場合は、助成金の一部又は全部を返還していただく場合もあります。

8 情報の開示

区役所に提出した書類について、市民の方から情報公開請求があった場合、個人情報等の非開示となる部分を除いて、公開することとなります。

9 その他

様式が同じであれば、パソコンなどで書類を作成・印刷したものを提出していただいても構いません。

※ 電子データが必要な場合は、都筑区地域振興課のホームページから申請書類をダウンロードすることができます。

10 申請書等の提出先・問い合わせ先

都筑区役所 地域振興課 地域振興係

（〒224-0032 都筑区茅ヶ崎中央32-1）

【電話】 948-2234 【FAX】 948-2239

【Email】 tz-chishin@city.yokohama.jp

